

別表・ガイドラインに関わる主要な権利群と関連国際文書

	関連する主要な権利群(例示)	根拠となる国際人権文書(締約国数)	関連する機構・情報源
社会配慮の基準・指標	先住民族の人権に関わる権利(土地、言語、文化)	先住民族権利宣言	国連人権委員会先住民族の権利に関する特別報告者*
	子供の人権に関わる権利	子供権利条約(191カ国)	子供権利委員会**
	女性の人権に関わる権利	女性差別撤廃条約(170カ国)	女性差別撤廃委員会**
	医療、居住、食、水へのアクセス、教育などに関する差別禁止、少数者保護(独自の文化の保護等)などに関わる権利	社会権規約(145カ国) 人種差別撤廃条約(162カ国)、自由権規約、社会権規約、障害者機会均等化基準規則等	社会権規約委員会** 人種差別撤廃委員会**
参加・協議の真正さの担保	報道の自由、結社の自由等	自由権規約(148カ国)	自由権規約委員会**, 国連人権委員会各種作業部
	司法の独立	〃	〃
権利救済の機会を保障	法の下での平等	〃	〃
	裁判を受ける権利	〃	〃

出典：国連人権高等弁務官事務所、2002年

*国連人権委員会先住民族の権利に関する特別報告者：国連人権委員会は、様々な人権侵害の課題について調査・研究を行う特別報告者・作業部会を設置しており、定期的に報告書を提出している。これらは「課題別手続」と通常呼ばれており、主要なものとしては他にも次のような手続が設置されている。他にも、特に深刻な人権侵害が生じている国については、国別の報告者・作業部会が設置されている。これらの報告書は、国連人権高等弁務官事務所のウェブサイトから入手できる。詳しくは、以下のアドレスを参照。

強制的失踪に関する作業部会
恣意的拘禁に関する作業部会
裁判官・弁護士の独立性に関する特別報告者
宗教の自由に関する特別報告者

**子供の権利委員会等：国連の人権条約の実施を監視するため条約等に基づき専門家から構成される委員会が設置されている。これらは、締約国の提出する条約の実施状況に関する報告書を検証し、勧告を行う。こうした各国の報告書および委員会の報告は、各国の人権状況を把握するための基本文献として活用できる。